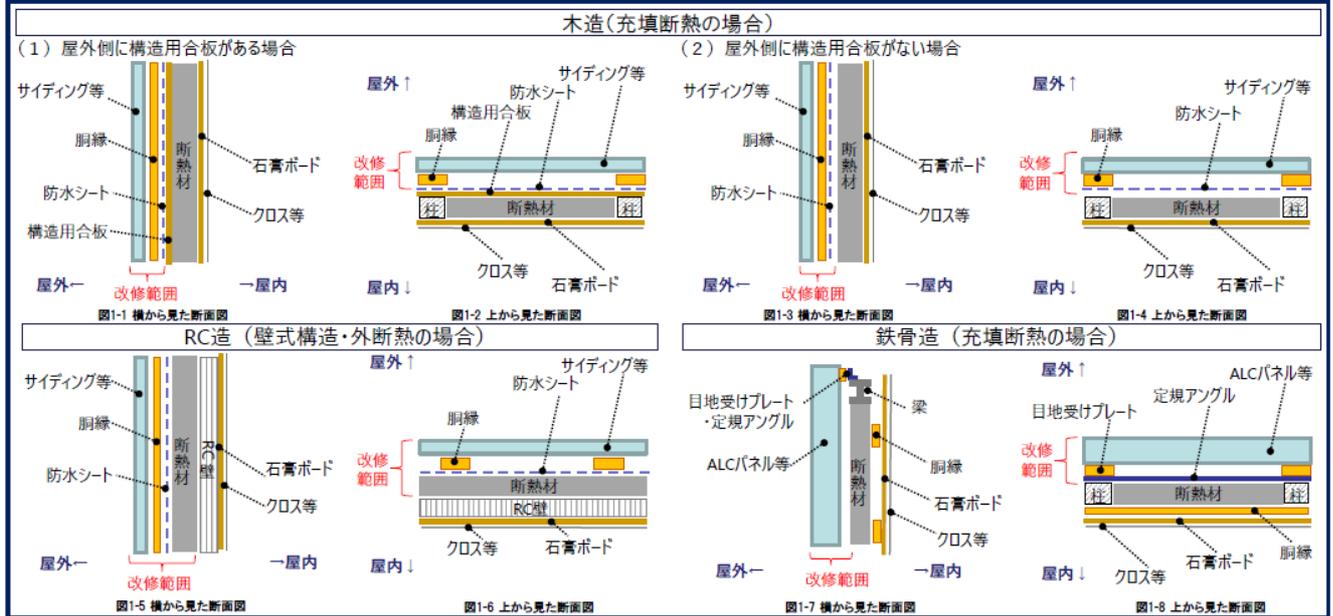


2. 外壁の改修

- 外壁の外装材のみの改修等を行う行為、又は外壁の内側から断熱改修等を行う行為は、法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替には該当しないものと取り扱って差支えない。
- ただし、外壁の外装材のみの改修等を行う行為であったとしても、当該行為が外壁の全てを改修することに該当する場合は、この限りでない。
- 既存の外壁に新しい仕上材をかぶせるような工法による改修等を行う行為は、法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替には該当しないものと取り扱って差支えない。

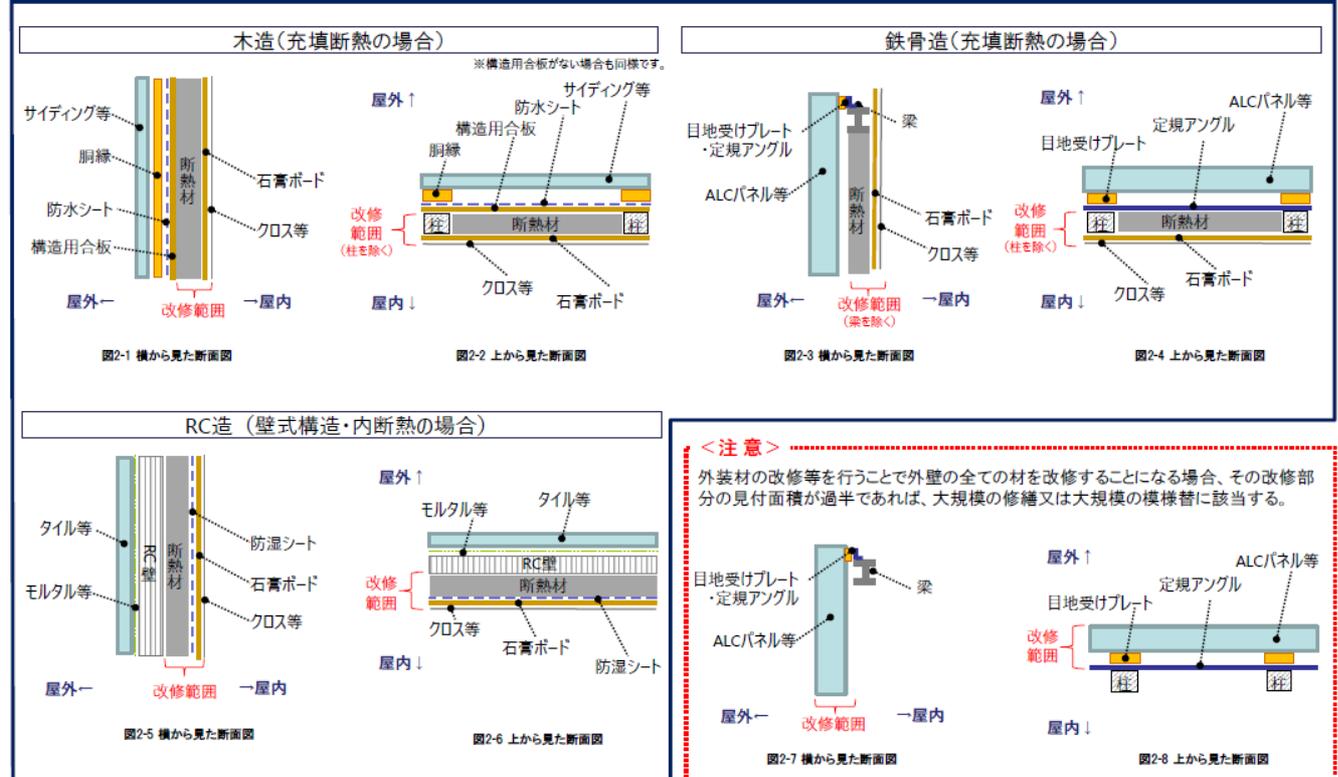
大規模の修繕及び大規模の模様替には該当しない外壁の改修等の例（あくまでも例であり、実情に応じて判断すること）

① 外壁の外装材のみの改修等



大規模の修繕及び大規模の模様替には該当しない外壁の改修等の例（あくまでも例であり、実情に応じて判断すること）

② 外壁の内側からの断熱改修等



1. 床の改修

- 床の仕上げ材のみの改修等を行う行為は、法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替には該当しないものとして取り扱って差支えない。
- また、既存の床の仕上げ材の上に新しい仕上げ材をかぶせる改修は、法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替には該当しないものとして取り扱って差支えない。

大規模の修繕及び大規模の模様替には該当しない床の改修等の例（あくまでも例であり、実情に応じて判断すること）

① 仕上げ材等のみの改修

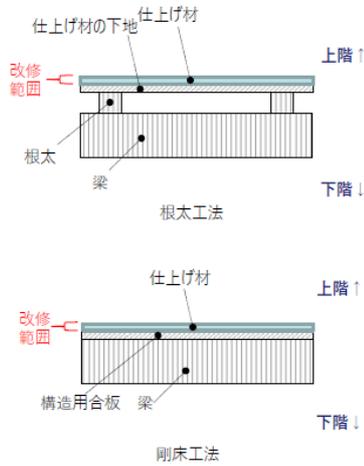


図1 横から見た断面図

② 仕上げ材の上に新たな仕上げ材を被せる改修

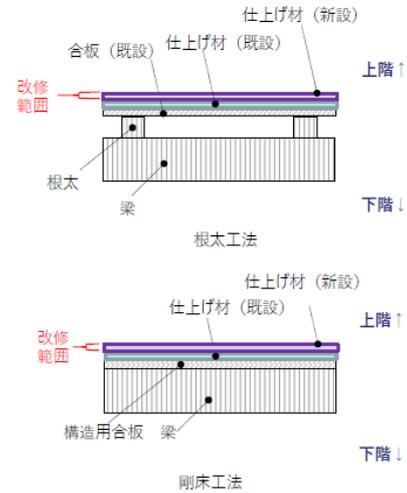


図2 横から見た断面図

1. 階段の改修

- 各階における個々の階段の改修にあたり、過半に至らない段数等の改修を行う行為は、法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替には該当しないものとして取り扱って差支えない。
- また、既存の階段の上に新しい仕上げ材をかぶせる改修は、法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替には該当しないものとして取り扱って差支えない。

大規模の修繕及び大規模の模様替には該当しない階段の改修の例（あくまでも例であり、実情に応じて判断すること）

① 過半に至らない範囲をやり替える改修

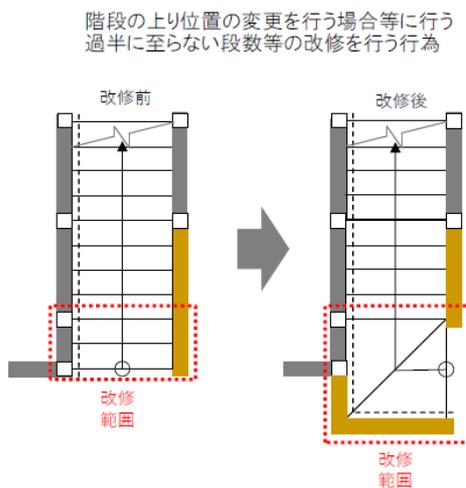


図1 階段改修イメージ

② 既存の階段の上に新たな仕上げ材を被せる改修

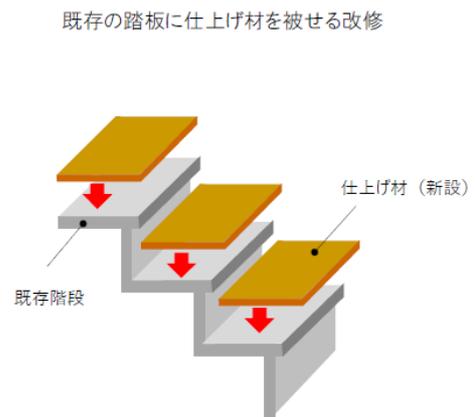


図2 階段改修イメージ

VII 参考資料

1. 鳥取県補足版チェックリスト
2. 確認申請様式の記載例と注意事項
3. 工事届の様式
4. 条例、細則、取扱い
5. 都市計画区域（都市計画区域外の地域）
6. 確認申請をする前の準備（道路の確認等）

1. 鳥取県補足版チェックリスト

ver.1

鳥取県補足版 確認申請図書作成チェックリスト(案)

本チェックリストは、県内特定行政庁及び県内に拠点のある指定確認検査機関と協働し、鳥取県内の申請窓口で建築確認申請をする際の参考としていただくために作成したものです。
以下の国土交通省編集協力の「確認申請・審査マニュアル」に掲載されているチェックリストをベースに項目等を追加記載していますので、「確認申請・審査マニュアル」と併せてご活用下さい。
詳細については、各申請窓口にご相談ください。

※【追加】…国マニュアルのチェックリストに鳥取県内の窓口で提出する際に必要な項目を追加したもの

※県条例等に係るチェックリスト、省エネ基準に係る確認申請書類に添付する図書等のチェックリストは鳥取県内のみ内容です。



令和7年1月
鳥取県

(1)仕様表-1 チェックリスト

確認申請・審査マニュアル P29

根拠条文	番号	明示すべき事項	備考(県独自の内容等)
構造部材等 (法第20条、令第3章第2節) (令第37条) [使用構造材料一覧表から転記] (令第38条) [基礎・地盤説明書から転記] (令第39条) [構造詳細図から転記]	1-1	<input type="checkbox"/> 構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものに用いる材料の腐食、腐朽若しくは摩損のおそれの程度又はさび止め、防錆若しくは摩損防止のための措置	
	1-2	<input type="checkbox"/> 地盤調査結果の検証による支持地盤の種別及び位置	
		<input type="checkbox"/> 基礎の種類	
		<input type="checkbox"/> 基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置	
		<input type="checkbox"/> 基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出方法	
1-3	<input type="checkbox"/> 木ぐい及び常水面の位置		
木造建築物 (法第20条、令第3章第3節) 木材の品質 (令第41条) [使用構造材料一覧表から転記] 土台及び基礎 (令第42条) [構造詳細図から転記] 柱の小径、防腐措置等 (令第43条、第49条) [構造詳細図から転記] 木造建築物の部材 (令第44条から第47条)[基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、2面以上の軸組図から転記]	1-4	<input type="checkbox"/> 構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質	
	1-5	<input type="checkbox"/> 土台の設置、固定方法	
	1-6	<input type="checkbox"/> 柱の有効細長比、柱断面の欠き取り、2階建ての隅柱、柱の小径	早見表または表計算ツールの結果を添付 ※階高3.2mを超える場合、床面積比が120/100を超える場合は、早見表は不可
		1-7	<input type="checkbox"/> 外壁のうち、軸組が腐りやすい構造である部分の下地
		<input type="checkbox"/> 構造耐力上主要な部分である部材の地面から1m以内の部分の防腐又は防蟻措置	
1-8	<input type="checkbox"/> 構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の形状及び寸法		
建築材料の品質 (法第37条) [使用建築材料表から転記]	1-9	<input type="checkbox"/> 建築物の基礎、主要構造部及び安全上、防火上又は衛生上重要である建築物の部分(令第144条の3に規定する部分)に使用する指定建築材料の種別	
	1-10	<input type="checkbox"/> 指定建築材料を使用する部分	
	1-11	<input type="checkbox"/> 使用する指定建築材料の品質が適合する日本産業規格又は日本農林規格及び当該規格に適合することを証する事項	
		<input type="checkbox"/> 日本産業規格又は日本農林規格に適合することを証明する事項	
	<input type="checkbox"/> 使用する指定建築材料が国土交通大臣の認定を受けたものである場合は認定番号		

(1)仕様表-2 チェックリスト

確認申請・審査マニュアル P31

根拠条文	番号	明示すべき事項	備考(県独自の内容等)
補強コンクリートブロック造の塀 (法第20条、令第3章第4節の2) [構造詳細図から転記]	1-12	<input type="checkbox"/> 塀の寸法、構造方法、基礎の根入れ深さ並びに材料の種別及び寸法	
		<input type="checkbox"/> 塀壁の材料の種別及び構造方法	
		<input type="checkbox"/> 鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法	
組積造の塀 (令第3章第4節) [構造詳細図から転記]	/	<input type="checkbox"/> 【追加】塀の寸法、構造方法、基礎の根入れ深さ並びに材料の種別及び寸法	
鉄筋コンクリート造の塀 (令第3章第6節) [構造詳細図から転記]	/	<input type="checkbox"/> 【追加】鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法	
	/	<input type="checkbox"/> 【追加】鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さ	
無筋コンクリートの塀 (令第3章第7節) [構造詳細図から転記]	/	<input type="checkbox"/> 【追加】塀の寸法、構造方法、基礎の根入れ深さ並びに材料の種別及び寸法	
法第22条区域内の建築物の屋根 (法第22条) [耐火構造等の構造詳細図から転記]	1-13	<input type="checkbox"/> 屋根の断面の構造、材料の種別及び寸法	鳥取市、米子市、倉吉市の指定区域のみ
法第22条区域内の建築物の外壁 (法第23条) [使用建築材料表から転記]	1-14	<input type="checkbox"/> 主要構造部(外壁及び軒裏)の材料の種別	鳥取市、米子市、倉吉市の指定区域のみ
法第61条の規定が適用される建築物 (法第61条) [耐火構造等の構造詳細図から転記]	/	<input type="checkbox"/> 【追加】主要構造部の断面、材料の種別及び寸法	
シックハウス等対策 (法第28条の2) [使用建築材料表から転記]	1-15	<input type="checkbox"/> 内装の仕上げに使用する建築材料の種別	県取扱い:鳥取県におけるシックハウス対策の取扱いに記載の別紙等の添付
	1-16	<input type="checkbox"/> 換気設備の構造	
		<input type="checkbox"/> 天井裏等の種別	
昇降機以外の建築設備 (法第36条、令第129条の2の3第2号) [構造詳細図から転記]	1-17	<input type="checkbox"/> 昇降機以外の建築設備の構造方法(給湯器等)	
給排水設備配管 (法第36条、令第129条の2の4) [配管設備の使用材料表から転記]	1-18	<input type="checkbox"/> 配管設備に用いる材料の種別	

(2)配置図 チェックリスト

※法第3章に係る内容は、都市計画区域内のみ対象です。

確認申請・審査マニュアル P33

根拠条文	番号	明示すべき事項	備考(県独自の内容等)	
配置図に関する基本事項 (規則第1条の3第1項の表1)		<input type="checkbox"/> 縮尺・方位		
		<input type="checkbox"/> 敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別	・災害危険区域、レッド区域、都市計画道路線等が敷地に掛かっている場合は位置を明示 ・敷地境界線の種類(道路、隣地、官民)記入 ・既存建築物は確認の履歴を記載	
		<input type="checkbox"/> 擁壁の設置その他安全上適当な措置(法第19条第4項)	開発行為による擁壁はその告示の日付と番号を記載	
	2-1	<input type="checkbox"/> 土地の高低(法第19条第1項)、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ	がけが近い場合は1.5Hのラインを明示	
	2-2	<input type="checkbox"/> 敷地の接する道路の位置、道路幅員及び道路の種類(法第42条)	<都市計画区域内のみ> ・道路位置指定道路、開発道路の場合はその告示の日付と番号を記載すること ・水路、赤線が敷地に面する場合、占用許可等について記載及び占用許可等を添付すること ・道路名を記載し、確認申請附属書と整合させること	
塀 (法第20条、令第3章第4節 ほか)		<input type="checkbox"/> 下水管などの、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排出経路又は処理経路(法第19条第3項)		
		<input type="checkbox"/> 組構造の塀の位置(令第3章第4節)		
	2-3	<input type="checkbox"/> 補強コンクリートブロック造の塀の位置(令第3章第4節の2)		
		<input type="checkbox"/> 【追加】鉄筋コンクリート造の塀の位置(令第3章第6節)		
塀 (法第61条、令第136条の2第五号) [構造詳細図から転記]		<input type="checkbox"/> 無筋コンクリート造の塀の位置、構造方法及び寸法(令第3章第7節)		
		<input type="checkbox"/> 【追加】門又は塀の断面の構造、材料の種類及び寸法	防火、準防火地域の2mを超える塀	
水洗便所 (法第31条1項)	2-4	<input type="checkbox"/> 排水ますの位置及び公共下水道の位置	申請敷地外に給排水配管を敷設する場合は、隣地所有者の承諾について明示してください。 (例)配置図等に「隣地所有者承諾済」の記載 ※申請先によっては、隣地所有者の承諾書の添付が必要ですので、事前に相談をお願いします。	
浄化槽 (法第31条2項)		<input type="checkbox"/> 浄化槽の位置及び当該浄化槽からの放流水の放流先又は放流方法	・地下浸透の場合、隣地境界及び水源からの距離、地下水位の深さを記入	
給排水配管設備 (法第36条、令第129条の2の4)		<input type="checkbox"/> 建築物の外部の給水タンク等の位置		
		<input type="checkbox"/> 配管設備の種類及び配置		
くみ取便所、井戸 (法第36条)		<input type="checkbox"/> 給水タンク等からくみ取便所の便槽、浄化槽、排水管(給水タンク等の水抜管又はオーバーフロー管に接続する管を除く。)、ガソリンタンクその他衛生上有害な物の貯留槽又は処理に供する施設までの水平距離(給水タンク等の底が地盤面下にある場合に限る。)		
		<input type="checkbox"/> くみ取便所の便槽及び井戸の位置		
都市計画区域等に関する規定 (法第3章)		<input type="checkbox"/> 敷地の道路に接する部分及びその長さ	<都市計画区域内のみ>	
		<input type="checkbox"/> 用途地域の境界線	用途地域のある市村:鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、日吉津村	
		<input type="checkbox"/> 指定された容積率の数値の異なる地域の境界線	用途地域や区域が2以上にまたがる場合	
		<input type="checkbox"/> 【追加】防火地域・準防火地域の境界線	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市の指定区域のみ	
	第一種低層住居専用地域等 内における外壁の後退距離 (法第54条)		<input type="checkbox"/> 都市計画において定められた外壁の後退距離の限度の線	地区計画や自然公園法で後退距離の定めがある場合も含む
			<input type="checkbox"/> 申請に係る建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置	
		<input type="checkbox"/> 外壁の後退距離に対する制限の緩和(令第135条の22)に掲げる建築物又はその部分の用途、高さ及び床面積	県内には指定なし	
		<input type="checkbox"/> 申請に係る建築物又はその部分の外壁又はこれに代わる柱の中心線及びその長さ		
	建築物の各部分の高さ (法第56条)		<input type="checkbox"/> 地盤面及び前面道路の路面の中心からの申請に係る建築物の各部分の高さ	
			<input type="checkbox"/> 地盤面の異なる区域の境界線	
		<input type="checkbox"/> 後退緩和(令第130条の12)に掲げる建築物の部分の用途、位置、高さ、構造及び床面積		
		<input type="checkbox"/> 道路斜線制限の緩和(法第56条第2項)に規定する後退距離		
		<input type="checkbox"/> 二以上の前面道路がある場合(令第132条第1項若しくは第2項)又は前面道路の反対側に公園等がある場合(令第134条第2項)に規定する区域の境界線		
		<input type="checkbox"/> 前面道路の反対側又は隣地にある公園、広場、水面その他これらに類するものの位置		
		<input type="checkbox"/> 北側の前面道路の反対側又は北側の隣地にある水面、線路敷その他これらに類するものの位置		

(3)平面図 チェックリスト

根拠条文	番号	明示すべき事項	備考(県独自の内容等)
平面図全般に関する基本事項 (規則第1条の3第1項の表 1)		<input type="checkbox"/> 縮尺・方位	
		<input type="checkbox"/> 間取、各室の用途及び床面積	
		<input type="checkbox"/> 【追加】延焼の恐れのある部分の外壁の位置及び構造	防火、準防火地域、22条地域 等
		<input type="checkbox"/> 【追加】床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法	
居室の採光 (法第 28 条第 1 項及び第 4 項)	3-1	<input type="checkbox"/> 居室の採光(法第28条第1項)に規定する開口部の位置及び面積	
	[配置図から転記] 3-2	<input type="checkbox"/> 敷地の接する道路の位置及び幅員並びに採光補正係数(令第 20 条第 2 項)に規定する公園、広場、川その他これらに類する空地又は水面の位置及び幅	左記記載一部変更
	3-3	<input type="checkbox"/> 採光補正係数(令第20条第2項)に規定する水平距離	左記記載一部変更
シックハウス、換気設備 (法第28条の2)		<input type="checkbox"/> 給気機又は給気口等の位置、排気機又は排気口等の位置	県取扱い:様式添付もしくは様式の内容を図書に明記すること、換気扇のカタログ、P-Q図、ダクト等の図書を添付
		<input type="checkbox"/> 外壁の開口部に設ける建具(通気ができる空隙のあるものに限る。)の構造	
		<input type="checkbox"/> 【追加】換気計画部分及び換気経路を明示すること	県取扱い:建具アンダーカット図示等
		<input type="checkbox"/> 【追加】勾配天井等室内で天井高が均一でない場合、平均天井高の算定根拠を記入すること	県取扱い
階段 (法第36条、令第23条から第26条)	3-4	<input type="checkbox"/> 階段、踊り場、手すり等又は階段に代わる傾斜路の位置及び構造	
住宅用防災機器の設置・維持 (消防法第9条、第9条の2)		<input type="checkbox"/> 住宅用防災機器の位置及び種類	県取扱い:室名の下に(寝室)と記載
		市町村条例で定められた火災の予防のために必要な事項	県内はなし
居室の換気設備 (法第28条第2項から第4項)	3-5	<input type="checkbox"/> 居室に設ける換気のための窓その他の開口部の位置及び面積	
	3-6	<input type="checkbox"/> 給気機又は給気口の位置	
	3-7	<input type="checkbox"/> 排気機若しくは排気口、排気筒又は煙突の位置	
	3-8	<input type="checkbox"/> かまど、こんろその他設備器具の位置、種別及び発熱量	
	3-9	<input type="checkbox"/> 火を使用する室に関する換気経路	熱源の種別
	[換気設備の仕様書から転記] 3-10	<input type="checkbox"/> 換気設備の有効換気量	
		<input type="checkbox"/> 換気設備の有効換気量	
便所の窓又は換気設備 (法第36条、令第28条から第31条まで、第33条及び第34条(便所))		<input type="checkbox"/> 便所に設ける採光及び換気のため直接外気に接する窓の位置又は当該窓に代わる設備の位置及び構造	
火気使用室以外に設ける換気設備 (法第36条、令第129条の2の5)		<input type="checkbox"/> 給気口又は給気機の位置	
		<input type="checkbox"/> 排気口若しくは排気機又は排気筒の位置	
特殊建築物等の内装 (法第35条の2) [室内仕上表から転記]		<input type="checkbox"/> 【追加】令第128条の5に規定する部分の仕上げの材料の種別及び厚さ	火気使用室の内装制限 キッチン(ガスコンロ、IH等を明記) 薪ストーブ 自動車庫の内装制限
		<input type="checkbox"/> 【追加】開口部及び防火設備の位置	
防火地域及び準防火地域内の建築物 (法第61条)		<input type="checkbox"/> 【追加】開口部及び防火設備の位置	
		<input type="checkbox"/> 【追加】外壁、袖壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ	

(4)立面図 チェックリスト

根拠条文	番号	明示すべき事項	備考(県独自の内容等)	
立面図全般に関する基本事項 (規則第1条の3第1項の表 1)	<input type="checkbox"/>	縮尺		
	<input type="checkbox"/>	開口部の位置		
	<input type="checkbox"/>	延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造		
基礎、屋根ふき材等 (法第20条、令第3章第2節)	<input type="checkbox"/>	基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法		
	<input type="checkbox"/>	屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの種別、位置及び寸法		
木造建築物 (法第20条、令第3章第3節)	<input type="checkbox"/>	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法		
採光補正係数 (法第28条第1項、第4項)	4-1	<input type="checkbox"/>	採光補正係数(令第20条第2項)に規定する垂直距離	
防火地域及び準防火地域の建築物 (法第61条) [各階平面図から転記]	<input type="checkbox"/>		【追加】開口部及び防火設備の位置 (小屋裏換気口・小屋裏ガラリ等、平面図に記載できないもの)	
都市計画区域等に関する規定 (法第3章)	<input type="checkbox"/>		敷地境界線	
	<input type="checkbox"/>		敷地の接する道路の位置、幅員及び種類	
	<input type="checkbox"/>		壁面線	
	<input type="checkbox"/>		門又は扉の位置及び高さ	
	<input type="checkbox"/>		用途地域の境界線	
	<input type="checkbox"/>		土地の高低	
	建築物の各部分の高さ (法第56条) [断面図から転記]	<input type="checkbox"/>		前面道路の路面の中心の高さ
		<input type="checkbox"/>		地盤面及び前面道路の路面の中心からの建築物の各部分の高さ
		<input type="checkbox"/>		道路面と敷地の地盤面に高低差がある場合(令第135条の2第2項)、隣地との関係についての建築物の各部分の高さの制限の緩和(令第135条の3第2項)又は北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの制限の緩和(令第135条の4第2項)の規定により特定行政庁が規則において定める前面道路の位置
		<input type="checkbox"/>		法第56条第1項から第6項までの規定による建築物の各部分の高さの限度
		<input type="checkbox"/>		前面道路の中心線
		<input type="checkbox"/>		擁壁の位置
		<input type="checkbox"/>		地盤面の異なる区域の境界線
		<input type="checkbox"/>		後退緩和(令第130条の12)に掲げる建築物の部分の用途、位置、高さ、構造及び床面積
		<input type="checkbox"/>		道路斜線制限の緩和(法第56条第2項)に規定する後退距離
		<input type="checkbox"/>		二以上の前面道路がある場合(令第132条第1項若しくは第2項)又は前面道路の反対側に公園、広場、水面その他これらに類するものがある場合(令第134条第2項)に規定する区域の境界線
	<input type="checkbox"/>		前面道路の反対側又は隣地にある公園、広場、水面その他これらに類するものの位置	
<input type="checkbox"/>		北側の前面道路の反対側又は北側の隣地にある水面、線路敷その他これらに類するものの位置		
居室の換気設備 (法第 28 条第2項から第4項) [断面図から転記]	4-2	<input type="checkbox"/>	給気機又は給気口の位置	
	4-3	<input type="checkbox"/>	排気機若しくは排気口、排気筒又は煙突の位置	

(5)断面図 チェックリスト

確認申請・審査マニュアル P39

根拠条文	番号	明示すべき事項		備考(県独自の内容等)
断面図全般に関する基本事項 (規則第1条の3第1項の表 1)		<input type="checkbox"/>	縮尺	
		<input type="checkbox"/>	地盤面	
	5-1	<input type="checkbox"/>	各階の床及び天井(天井のない場合は、屋根)の高さ、軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ	
基礎、屋根ふき材等 (法第20条、令第3章第2節)		<input type="checkbox"/>	屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの種別、位置及び寸法	
		<input type="checkbox"/>	広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの種別、位置及び寸法	
木造建築物 (法第20条、令第3章第3節)		<input type="checkbox"/>	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法	
床の防湿方法、階段の構造など (法第36条、令第2章第2節、第3節)		<input type="checkbox"/>	最下階の居室の床が木造である場合における床の高さ及び防湿方法	
		<input type="checkbox"/>	換気孔の位置	
		<input type="checkbox"/>	ねずみの侵入を防ぐための設備の設置状況	
		<input type="checkbox"/>	階段、踊り場、手すり等又は階段に代わる傾斜路の構造	

(6)地盤面算定表 チェックリスト

確認申請・審査マニュアル P41

根拠条文	番号	明示すべき事項		備考(県独自の内容等)
平均地盤面の算定 (規則第1条の3第1項の表 1、令第2条第2項)	6-1	<input type="checkbox"/>	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ	
	6-2	<input type="checkbox"/>	平均地盤面を算定するための算式	

(7)構造詳細図 チェックリスト

確認申請・審査マニュアル P43

根拠条文	番号	明示すべき事項	備考(県独自の内容等)
詳細図全般に関する基本事項 (規則第1条の3第1項の表1) [構造詳細図から転記]		<input type="checkbox"/> 縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法	
基礎の構造 (法第20条、令第3章第2節) [令第38条第3項若しくは第4項または令第39条第2項若しくは第3項の規定に適合することの確認に必要な図書から転記]	7-1	<input type="checkbox"/> 令第38条第3項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 建築物の基礎の構造は、建築物の構造、形態及び地盤の状況を考慮して国土交通大臣が定めた構造方法(平12 建告第1347号建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件)を用いるものとしなければならない。	
木造建築物 (法第20条、令第3章第3節)	7-2	<input type="checkbox"/> 屋根ふき材の種別	
	7-3	<input type="checkbox"/> 構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法	
補強コンクリートブロック造の塀 (令第3章第4節の2)		<input type="checkbox"/> 塀の寸法、構造方法、基礎の丈及び根入れ深さ並びに材料の種別及び寸法	
		<input type="checkbox"/> 帳壁の材料の種別及び構造方法	
		<input type="checkbox"/> 鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法	
法第22条区域内の建築物の屋根 (法第22条) [耐火構造等の構造詳細図から転記]	7-4	<input type="checkbox"/> 屋根の断面の構造、材料の種別及び寸法	鳥取市、米子市、倉吉市の指定区域のみ
法第22条区域内の建築物の外壁 (法第23条) [耐火構造等の構造詳細図から転記]	7-5	<input type="checkbox"/> 延焼のおそれのある部分の外壁の断面の構造、材料の種別及び寸法	鳥取市、米子市、倉吉市の指定区域のみ
法第61条の規定が適用される建築物 (法第61条) [耐火構造等の構造詳細図から転記]		<input type="checkbox"/> 【追加】主要構造部の断面、材料の種別及び寸法	

(8)壁量判定 チェックリスト

確認申請・審査マニュアル P45

根拠条文	番号	明示すべき事項	第3章 該当ページ
壁量基準 (法第20条、令第3章第3節、令第46条第4項) 明示すべき事項：令第46条第4項に規定する基準への適合性審査に必要な事項 <small>規則第1条の3第1項 表2によれば、壁量基準に関する明示すべき事項については「令第46条第4項に規定する基準への適合性審査に必要な事項」と示されているため、具体的に必要記載事項については、参考までに右に示します。</small>	8-1	<input type="checkbox"/> 各階床面積	⇒ P82
	8-2	<input type="checkbox"/> 床面積に乗ずる値	
	8-3	<input type="checkbox"/> 地震力に対する必要壁量(各階)	
	8-4	<input type="checkbox"/> 見付面積(各階・各方向)	⇒ P87
	8-5	<input type="checkbox"/> 見付面積に乗ずる値	
	8-6	<input type="checkbox"/> 風圧力に対する必要壁量(各階・各方向)	
	8-7	<input type="checkbox"/> 存在壁量(各階・各方向)	⇒ P89
	8-8	<input type="checkbox"/> 耐力壁・準耐力壁等の種類、仕様一覧	—
	8-9	<input type="checkbox"/> 耐力壁・準耐力壁等の配置、長さ、柱位置、開口部の位置	—
	8-10	<input type="checkbox"/> 耐力壁図と集計表の整合	—
	8-11	<input type="checkbox"/> 壁量判定	⇒ P95
	8-12	<input type="checkbox"/> 準耐力壁等の必要壁量に対する割合	⇒ P95
平面図全般に関する基本事項 (規則第1条の3第1項の表1) [平面図から転記]	8-13	<input type="checkbox"/> 壁及び筋かいの位置及び種類	
	8-14	<input type="checkbox"/> 通し柱及び開口部の位置	
木造建築物における部材の位置等 (令第3章第3節) [平面図から転記]	8-15	<input type="checkbox"/> 構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法	
法第22条区域内の建築物の外壁 (法第23条) [平面図から転記]	8-16	<input type="checkbox"/> 耐力壁及び非耐力壁の位置	

(9) 四分割法判定 チェックリスト

確認申請・審査マニュアル P51

根拠条文	番号	明示すべき事項	第3章 該当ページ	
壁配置のバランス(四分割法) (法第20条、令第3章第3節、令第46条第1項、第4項) 明示すべき事項：令第46条第4項に規定する基準への適合性審査に必要な事項 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small;"> 規則第1条の3第1項 表2によれば、四分割法に関する明示すべき事項については「令第46条第4項に規定する基準への適合性審査に必要な事項」と示されているため、具体的に必要記載事項については、参考までに右に示します。 </div>	9-1	<input type="checkbox"/> 側端部分の床面積	⇒ P97	
	9-2	<input type="checkbox"/> 側端部分の床面積の根拠となる図と計算表		
	9-3	<input type="checkbox"/> 地震力算定用係数		
	9-4	<input type="checkbox"/> 側端部分の地震力に対する必要壁量（各階・各方向）	⇒ P98	
	9-5	<input type="checkbox"/> 耐力壁の壁倍率		
	9-6	<input type="checkbox"/> 耐力壁の長さ		
	9-7	<input type="checkbox"/> 側端部分の存在壁量（各階）		
	9-8	<input type="checkbox"/> 耐力壁の種類		
	9-9	<input type="checkbox"/> 耐力壁の配置		
	9-10	<input type="checkbox"/> 壁量充足率		—
	9-11	<input type="checkbox"/> 充足率判定		⇒ P98
	9-12	<input type="checkbox"/> 壁率比		
	9-13	<input type="checkbox"/> 壁率比判定		
	9-14	<input type="checkbox"/> 四分割法判定		

(10) 柱頭柱脚金物判定 チェックリスト

確認申請・審査マニュアル P55

根拠条文	番号	明示すべき事項	第3章 該当ページ
柱頭柱脚の接合方法(N値計算法) (法第20条、令第3章第3節、令第47条第1項) 明示すべき事項：令第47条第1項に規定する基準への適合性審査に必要な事項 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small;"> 規則第1条の3第1項 表2によれば、柱頭柱脚の接合方法(N値計算法)に関する明示すべき事項については「令第47条第1項に規定する基準への適合性審査に必要な事項」と示されているため、具体的に必要記載事項については、参考までに右に示します。 </div>	10-1	<input type="checkbox"/> N値計算表(各階)	⇒P100 横架材の上端の相互間の垂直距離(マニュアルP.101)
	10-2	<input type="checkbox"/> 対象となる柱の位置と計算表の対応	
	10-3	<input type="checkbox"/> 耐力壁の壁倍率	
	10-4	<input type="checkbox"/> 耐力壁の種類と配置	
	10-5	<input type="checkbox"/> 壁倍率の差(A1、A2)	
	10-6	<input type="checkbox"/> 補正值(筋かいの場合)	
	10-7	<input type="checkbox"/> 出隅柱の判別	
	10-8	<input type="checkbox"/> 周辺部材の押さえ効果を表す係数(B1、B2)	
	10-9	<input type="checkbox"/> 鉛直荷重による押さえ効果を表す係数(L)	
	10-10	<input type="checkbox"/> 決定N値	
	10-11	<input type="checkbox"/> N値に応じた接合金物の仕様	
柱頭柱脚の接合方法(告示の仕様)とする場合 (法第20条、令第3章第3節、令第47条第1項) 明示すべき事項：令第47条第1項に規定する基準への適合性審査に必要な事項	<input type="checkbox"/>	【追加】 耐力壁の種類と配置	⇒P103
	<input type="checkbox"/>	【追加】 対象となる柱の位置と表の対応	
	<input type="checkbox"/>	【追加】 耐力壁の壁倍率	
	<input type="checkbox"/>	【追加】 耐力壁の種類と配置	
	<input type="checkbox"/>	【追加】 出隅柱の判別	
<input type="checkbox"/>	【追加】 告示に応じた接合金物の仕様		

(11)給排水衛生・電気設備図 チェックリスト

確認申請・審査マニュアル P59

根拠条文	番号	明示すべき事項	備考(県独自の内容等)
配置図、平面図全般に関する基本事項 (規則第1条の3第1項の表1)	/	<input type="checkbox"/> 縮尺・方位	
		<input type="checkbox"/> 間取、各室の用途及び床面積	
水洗便所 (法第31条第1項) [配置図から転記]	11-1	<input type="checkbox"/> 排水ますの位置	バリアフリー法及びふくまち条例で対象となる用途の場合は、必要な設備について明示
電気設備 (法第32条)	11-2	<input type="checkbox"/> 常用の電源の種類及び位置	
給排水その他配管設備の設置等 (法第36条、令第129条の2の4)	11-3	<input type="checkbox"/> 配管設備の種類、配置及び構造	
	11-4	<input type="checkbox"/> 配管設備の末端の連結先	
	/	<input type="checkbox"/> 給水管、配水管その他の管が防火区画等を貫通する部分の位置	
	/	<input type="checkbox"/> 給水管の止水弁の位置	
	11-5	<input type="checkbox"/> 排水トラップ、阻集器及び通気管の位置	

(12)換気・採光計算書 チェックリスト

確認申請・審査マニュアル P61

①採光計算書

根拠条文	番号	明示すべき事項	備考(県独自の内容等)
居室の採光 (法第28条第1項及び第4項) [配置図から転記]	12-1	<input type="checkbox"/> 居室の採光(法第28条第1項)に規定する開口部の位置及び面積	県取扱い:建築基準法第28条第4項の取扱い(2室採光)
	12-2	<input type="checkbox"/> 居室の床面積	
	12-3	<input type="checkbox"/> 開口部の採光に有効な部分の面積及びその算出方法	

②必要有効換気量を算出した際の計算書

根拠条文	番号	明示すべき事項	備考(県独自の内容等)
必要有効換気量の算出 (法第28条第2項から第4項)	12-4	<input type="checkbox"/> 必要有効換気量及びその算出方法	
必要有効排煙上の無窓居室 (法第35条、令第116条の2)	/	<input type="checkbox"/> 【追加】必要有効排気量(天井から80cm以内で外気に開放できる開口部の面積)及びその算出方法	令第116条の2第1項第二号に規定する窓その他の開口部の開放できる部分の面積

③有効換気量または有効換気換算量を算出した際の計算書

根拠条文	番号	明示すべき事項	備考(県独自の内容等)
換気回数の検討(シックハウス等対策) (法第28条の2、令第20条の7、8)	12-5	<input type="checkbox"/> 有効換気量又は有効換気換算量及びその算出方法	県取扱い:鳥取県におけるシックハウス対策の取扱い 記載の別紙等の添付
	12-6	<input type="checkbox"/> 換気回数及び必要有効換気量	

(参考)構造の安全性を確認するチェックリスト

構造の安全性のチェックの内容は、下表のとおりです。各内容の詳細はマニュアルの解説を参照してください。また、表中の「ただし書き」の内容は、P.169 の図書を参考にしてください。

確認申請・審査マニュアル P79

表3-1 構造の安全性を確認するチェックリスト

確認項目	確認内容	根拠法令等	解説
1 壁量の確保 (壁量基準)	<input type="checkbox"/> 階ごと、方向ごとに、存在壁量が地震力及び風圧力に対する必要壁量以上であることを確認	令第46条第1項、第4項	P. 82
2 壁配置のバランス (四分割法)	<input type="checkbox"/> 四分割法により耐力壁・準耐力壁等の配置のバランスを確認□ただし書きによる構造計算	令第46条第4項	P. 96
3 柱頭・柱脚の接合方法	<input type="checkbox"/> 耐力壁・準耐力壁等が取り付けられている柱の柱頭・柱脚は、発生する応力に耐えられる接合方法(平12建告第1460号) <input type="checkbox"/> N値計算法 <input type="checkbox"/> 告示の仕様 <input type="checkbox"/> ただし書きによる構造計算	令第47条第1項	P. 100
4 柱の小径等	<input type="checkbox"/> 柱の小径は横架材相互間の垂直距離×算定式による割合以上 <input type="checkbox"/> ただし書きによる構造計算	令第43条第1項	P. 108
	<input type="checkbox"/> 柱の有効細長比が 150 以下	令第43条第6項	P. 112
	<input type="checkbox"/> 柱の断面積の 1/3 以上を欠き取る場合には金物等により補強	令第43条第4項	P. 114
	<input type="checkbox"/> 2 階建ての隅柱または隅柱に準ずる柱は通し柱、または同等以上の補強	令第43条第5項	P. 114
5-1 基礎の仕様	<input type="checkbox"/> 基礎の構造方法・地盤の種別等を設計図書に明示	規則第1条の3表2	P. 115
	<input type="checkbox"/> 地耐力(地盤の長期許容応力度)に応じた基礎構造を選択 <input type="checkbox"/> 布基礎 <input type="checkbox"/> ペタ基礎 <input type="checkbox"/> 基礎ぐい <input type="checkbox"/> ただし書き	令第38条	P. 117
	<input type="checkbox"/> 基礎構造ごとに定められた仕様 <input type="checkbox"/> 構造計算	令第38条 令第38条第4項	P. 117
5-2 屋根ふき材等の緊結	<input type="checkbox"/> 屋根ふき材や外装材等は、風や地震などの震動や衝撃によって脱落しないように固定	令第39条	P. 121
5-3 土台と基礎の緊結	<input type="checkbox"/> 1階柱の下部には土台を設置 <input type="checkbox"/> ただし書き	令第42条第1項	P. 122
	<input type="checkbox"/> 土台を基礎に緊結 <input type="checkbox"/> ただし書き	令第42条第2項	P. 122
5-4 横架材の欠込み	<input type="checkbox"/> はりやけたの中央部付近の下側に耐力上支障のある欠込みをしない	令第44条	P. 123
5-5 筋かいの仕様	<input type="checkbox"/> 引張り筋かいは厚さ 1.5cm以上幅 9cm以上の木材、径 9mm以上の鉄筋等を使用。圧縮筋かいは厚さ 3cm以上幅 9cm以上の木材等を使用	令第45条第1項 第2項	P. 124
	<input type="checkbox"/> 筋かい端部の仕様の選択(平12建告第1460号第1号)	令第45条第3項 令第47条第1項	P. 125
	<input type="checkbox"/> 筋かいに欠込みをしない(ただし、筋かいをたすき掛けが必要な補強を行ったときはこの限りでない)	令第45条第4項	P. 126
5-6 火打材等の設置	<input type="checkbox"/> 床組及び小屋ばり組の隅角部には、火打材等を設置(または構造用合板直張り等による剛床仕様) <input type="checkbox"/> ただし書きによる構造計算	令第46条第3項	P. 127
	<input type="checkbox"/> 小屋組には小屋筋かい、雲筋かいなどの振れ止めを設置 <input type="checkbox"/> ただし書きによる構造計算	令第46条第3項	P. 128
5-7 部材の品質と耐久性の確認	<input type="checkbox"/> 構造耐力上主要な部分には腐食・腐朽・摩損しにくい材料、有効なさび止め・防腐・摩損防止措置をした材料を使用	令第37条	P. 130
	<input type="checkbox"/> 構造耐力上主要な部分には、節・腐れ・繊維の傾斜・丸身等による耐力上の欠点がない木材を使用	令第41条	P. 130
	<input type="checkbox"/> 外壁のうち、軸組が腐りやすい構造(鉄網モルタル塗り等)の地下には、防水紙等を使用	令第49条第1項	P. 131
	<input type="checkbox"/> 柱、筋かい及び土台のうち、地面から1m以内の部分に防腐措置を行い、必要に応じて防蟻措置	令第49条第2項	P. 131
5-8 指定建築材料のJIS・JAS等への適合	<input type="checkbox"/> 指定建築材料がJIS・JAS等に適合	法第37条	P. 132

県条例等に係るチェックリスト

条例：鳥取県建築基準法施行条例 細則：鳥取県建築基準法施行細則 県取扱い：鳥取県が定めている運用・解釈等の取扱い

根拠条文		明示すべき事項		備考
確認申請附属書 (県とセンターに提出する町村を所在地とする建築の場合)	県取扱い	<input type="checkbox"/>	付属書に記載の内容について、各町村窓口で受付・確認済みのものを確認申請に添付する。	※町村に提出する際には附属書の鑑と配置図、平面図等を添付し、2部提出 ※4市の区域については都市計画図を添付 ※都計外でも知事が指定した要確認地域の有無確認
前面道路 ※都市計画区域内のみ	法42条	<input type="checkbox"/>	2項道路の場合は後退距離を明記 建替え等の場合の後退線内の既存の塀は撤去が必要	1項(1号・2号・3号・4号・5号) 2項 道路名 確認申請附属書と照合 道路幅員 2項道路は4m ※赤線・青線等の道路占用許可書 ※新築・増築の場合、後退範囲内のCB壁撤去については各特定行政庁の取扱いによる
接道等 ※都市計画区域内のみ	法第43条、条例第6条(特殊建築物等の敷地と道路との関係)	<input type="checkbox"/>	特殊建築物の種類に応じた主要な出入り口の面する側の敷地の前面道路の幅員	県取扱い：鳥取県建築基準法施行条例第6条第1項ただし書き認定の審査基準について
		<input type="checkbox"/>	ただし書きの認定を受けたものにあつては配置図に認定番号、認定日を記載。認定を証する書面を添付	
	法第43条第2項認定・許可	<input type="checkbox"/>	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	県取扱い：鳥取県建築審査会同意案件の特例取扱規則、幅員4メートル未満の通路に接する敷地に係る建築基準法第43条第2項第2号の許可にあつての建築審査会への附議基準について、鳥取県建築基準法施行条例第6条第1項ただし書き認定の審査基準について
	条例第8条(長屋の出入口と道路との関係) 条例第9条(自動車車庫等の出入口と道路との関係)	<input type="checkbox"/>	道路又は道路に通ずる幅員3メートル以上の敷地内の通路	県取扱い：鳥取県建築基準法施行条例第8条における敷地内通路に面する主要な出入り口について (50㎡を超える自動車車庫等)
特別用途地区	法第49条	<input type="checkbox"/>	1万㎡を超える大規模集客施設の建築を制限	鳥取市、倉吉市、米子市の準工業地域
容積率 ※都市計画区域内のみ	法第52条	<input type="checkbox"/>	用途地域が複数にまたがる場合はその計算式	白地地域 400% 道路幅員W×(住居系4/10、その他6/10)= % (小数点3位を切り捨て) 申請書第3面11タに記載する容積率は小数点3位を切り上げること
建ぺい率 ※都市計画区域内のみ	法第53条	<input type="checkbox"/>	用途地域が複数にまたがる場合はその計算式	白地地域 70% 角地緩和 +10%(施行細則第11条各号による) 申請書第3面10ハに記載する建蔽率は小数点3位を切り上げ
求積図	法第52条、第53条	<input type="checkbox"/>	CADでの計測の場合は、使用したCAD名とバージョンを記載	敷地面積 延べ床面積 建築面積 端数処理：小数点第2位まで有効とし、3位以下は切り捨て(計算過程では端数処理は行わない)
小屋裏物置の取扱い	県取扱い	<input type="checkbox"/>	小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等(物置等には、各種機械室、受水槽等を含む)がある場合、当該物置等の最高の内法高さが1.4m以下で、かつ、その水平投影面積がその存する部分の床面積の1/2未満であれば、当該部分については階として取り扱う必要はない。また、階として取り扱わない小屋裏物置等の部分は床面積に算入しない	
バルコニー等の床面積の取扱い	県取扱い	<input type="checkbox"/>	①上部の屋根等がバルコニー等より出幅が小さい場合、上部の屋根等の先端から2.0mを超える部分を床面積に算入する ②上部の屋根等がバルコニー等より出幅が大きい場合、バルコニー等の先端の柱又は壁の中心線から2.0mを超える部分を床面積に算入する	※ただし、①・②共にバルコニーが十分外気に開放されている場合に限る (立面図に開放性を明記)
災害危険区域 ※住居の用に供する建築物	法第39条、条例第3条、細則第2条	<input type="checkbox"/>	災害危険区域が敷地に掛かる場合、区域線	※住居の用に供する建築物の場合のみ
		<input type="checkbox"/>	災害危険区域内において住居の用に供する建築物を建築するときは、法第80条の3本文に規定する構造方法を用いて建築する場合を除き、急傾斜地崩壊防止工事が施行等に該当することを証する書面(急傾斜地崩壊防止工事施工確認書)、又は特定行政庁から安全上支障がないと許可を受けたことを証する書面を添付	※「急傾斜地崩壊防止工事施工確認書」は各県土整備事務所の維持管理課に申請すること